最上町農業委員会第11回総会議事録

日 時 令和3年4月26日(月)午前10時00分~

場 所 最上町役場3階 大会議室

招集者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指定について

日程第3 議案

1. 出席委員(12名)

 1番 渡邊紀栄
 2番 山口昌子
 3番 伊 藤 誠

 4番 藤 畑 智
 5番 二戸孝一
 6番 五十嵐一春

 7番 渡部浩栄
 8番 小林吉雄
 9番 中島日出夫

 10番 庄司千賀夫
 11番 奥山勝明
 12番 後藤一男

2. 欠席委員(0名)

3. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

菅 幸志 今田源光 伊藤 凡齊藤和広 菅 惇 大場 充

4. 会議に出席した職員

事務局長 板垣誠弘 事務局次長兼庶務係長 柴田真紀農林課森林整備係長 後藤卓哉

5. 会議に付議した事項

議事 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条に規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、令和3年度最上町農業委員会第11回総会を開会いたしま す。本日は全員出席しておりますので本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。 会期は本日1日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第2、最上町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録 署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございません か。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、10番委員、11番委員両名にお願いいたします。それでは、日程第3、議事に入ります。

【議事】

議 長 : 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局 の説明をお願いいたします。

事務局: 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知があったので、受理したものです。令和3年4月26日提出。

(報告第1号 朗読説明 1件)

議 長 : ただ今、報告第1号について事務局より説明がありました。農地法第18 条第6項の規定による通知については報告事項ですので、報告のとおりと いたします。次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請につ いて」事務局の説明をお願いいたします。 事務局: 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請の提出がつぎのとおりあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものです。令和3年4月26日提出。 (議案第1号 朗読説明3件)

議 長 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より 説明がありました。2番と3番について、調査員報告があります。3番委員 報告よろしくお願いいたします。

3番委員: 4月21日、事務局と一緒に現地確認をしてきました。現場は、以前から野菜や牧草を作っており荒れている農地ではありません。借り人はにら栽培をしたいとのことでしたので、私たちにら部会としても協力したいと考えています。特に問題はありませんでした。

議 長 : ご苦労様でした。ただ今、3番委員から調査員報告がありました。この 件について、ご意見やご質問はございませんか。

11番委員 : 2番・3番について、報告第1号との関連はあるのでしょうか。

事務局: 直接はありません。報告第1号については、賃貸人が新規就農をするため農用地利用集積計画による賃貸借契約を一旦解約したのちに、該当農地を一部使用するための契約を結びなおすものです。

議 長 : ほかにご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、報告第1 号全体についてご意見、ご質問はございませんか。

1番委員: 1番についてですが、地目不明の土地があるが現況確認をし、地目不明 をなくすことはできないのでしょうか。

事務局: 登記上は農地となっており、現況の地目が不明だからといって農地台帳から外すことは難しいと思われます。

1番委員: 固定資産税の対象になっているのでしょうか。

事務局: そのことについては確認していませんが、現況不明の農地については他にも見受けられ、登記の問題もあり全ての現況不明をなくすことは難しいと考えます。また、農地として登記はされているが現況図に載らない箇所

などもあり、今後どういった整理の方法が考えられるか県や法務局など関係機関に相談をしていきたいと思います。

大場委員 : 1番について、生前一括贈与をする利点について質問します。

事務局: 特に手続きが簡単なわけではないので、今のうちに手続きをし、農地の 権利関係を整理しておけるというのが大きいのではないでしょうか。

議 長 : ほかにありませんか。ないようですので、議案第1号「農地法第3条の 規定による許可申請について」採決いたします。議案第1号について賛 成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成です。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 : 続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事 務局の説明をお願いいたします。

事務局: 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請の提出がありましたので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものです。令和3年4月26日提出。

(議案第2号 朗読説明2件)

議 長 : 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ですが、1 番については調査員報告を10番委員よりお願いします。

10番委員 : 4月23日に現地確認を事務局とともに行っております。特に問題はないかと思いますが、該当農地の近くにすぐ民家があり、現在は農地の周辺にロープが1本貼ってあるだけで、安全性に疑問が残ります。隣接した民家には高齢者や子どもがいるため、間違って立ち入って事故などが起きないように、採取地の周辺にネットを張るなど、安全対策をしっかりと行うよう業者に指導を行う必要があると考えます。また、現地確認を行った日は風が強く、土埃が舞うような様子も見受けられましたので、そういった場合には水を撒くなどの対策を行うよう要望することが必要と考えます。

議 長 : お疲れ様でした。今の報告にもあった通り、民家が近くにある場合は特 に安全対策に重点をおく必要があるため、定期的に状況確認を行うなど委 員と事務方で相談するようお願いします。

事務局: 砂利採取業者に許可を出す際に、口頭で現状の安全対策について聞き取りをし、今回出た安全対策についての意見を反映させた文書を添えるということでよろしいでしょうか。また、定期的な水撒きなどもするように伝え、状況については巡回などでチェックをしていくしかないのかなと考えます。また、砂利採取の審査にあたっては、安全面の他にも騒音の問題もありますので、そういった点も踏まえ確認を行って行きたいと思います。

議 長 : 議案第2号について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成 の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり承認されました。

議 長 : 議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局: 議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見を決定しようとするものです。令和3年4月26日提出。 (議案第3号 朗読説明9件)

議 長 : 議案第3号について、売買2件、新規3件・更新4件について事務局より説明がありました。審議をお願いします。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号について、原案のとおり承認されました。

【閉 会】

議 長 : 以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。 よって、令和3年度最上町農業委員会第11回総会を閉会いたします。